

令和 7 年度

第 1 回 吉備中央町有機フッ素化合物に関する連絡協議会

次 第

日 時：令和 7 年 8 月 2 8 日（木） 午後 6 時から
場 所：かもがわ総合福祉センター 集会室

1. 開 会
2. 町長あいさつ
3. 有機フッ素化合物に関する連絡協議会について
4. 委嘱状交付
5. 協 議
 - (1) 「町有機フッ素化合物に関する対策検討委員会」議事概要について
 - (2) 住民説明会での意見等に対する今後の方針について
 - (3) その他
6. 閉 会

吉備中央町有機フッ素化合物に関する連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、令和5年10月に円城浄水場の上水で国の水質管理目標設定項目(有機フッ素化合物 PFOS、PF0A)の検査において、国の暫定目標値を超える値が検出されたことを受け、町と地域住民が情報共有しながら、安全安心のまちづくりを推進するため、吉備中央町有機フッ素化合物に関する連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 有機フッ素化合物に関する情報共有に関すること。
- (2) 住民説明会等において、地域住民等から要望された意見に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会の構成員は、会長及び委員とする。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 委員の定数は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 町議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 学校等の関係者
- (4) 自治組織の代表者
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職にあることにより選任された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(会長等)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の5人以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、次に掲げる場合に該当するときは、非公開とする。

- (1) 吉備中央町情報公開条例(平成27年吉備中央町条例第28号)第7条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について審議するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、協議会が必要であると認めるとき。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員は無報酬とし、費用弁償は支給しないものとする。

(事務局及び庶務)

第8条 協議会の事務局は水道課に置く。

2 協議会の庶務は、水道課において総括し、及び処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(1) 「町有機フッ素化合物に関する対策検討委員会」議事概要について

令和7年度 第1回吉備中央町有機フッ素化合物に関する対策検討委員会 議事概要

日時 令和7年7月30日（水）18:00～19:30

場所 かもがわ総合福祉センター 集会室

1. 委員会の設置要綱説明

委員会の説明を行う。この会の役割は情報の共有と地域の声を吸い上げること。

情報提供を行う事等、委員会の趣旨を説明した。

2. 本委員会の報道機関への公開・非公開について

- ・自由で率直な意見交換が難しくなるため、報道陣の方には遠慮してほしい。
- ・この会は非公開。
- ・委員会の議事録は、公開・非公開にするかどうかは、今後この会で議論していく。

3. 町有機フッ素化合物検出に関する対策検討委員会について

（吉備中央町有機フッ素化合物に関する対策検討委員会設置要綱に基づき事務局説明）

- ・有機フッ素化合物に関する対策検討委員会という名称が硬すぎて、住民に沿った柔軟かい形に変更してほしい。
- ・自治会長は専門家ではなく全くの素人なので、対策検討のような専門的なことは対応できない。
- ・子供を持つ世代の親が会に参加していないので、PTA から代表者を参加させたい。また、公民館長も地域の話聞くことが多いため、参加してほしい。
- ・地元の事で、報酬を受け取ると責任が伴うため、無報酬で構わない。
- ・メンバーに財産区もとの意見もあるが、財産区に関してはここにいるほとんどの人が関係している。それから、あまり広げ過ぎたら意見は出ない。もうこのぐらいの人数でやるべき。
- ・この委員会の目的は、地域住民への情報提供と、町の対策等に対する住民の意見等を聞くことなので、会の名称や目的、メンバーも含めて再検討を行う。
- ・未来に向けての前向きな話をしたいと考えており、過去の問題よりも、今後どうするかに焦点を当てたい。専門的な知識については行政や専門家に頼るしかないとし、自分のビジネスは、スタッフと多くの生産者と共に行っている。そのことを言わしてもらえればと考えている。
- ・住民説明会で集められた住民の意見に基づいて、今後の方向性を考えるべきだ。この住民の声を反映し、自治会長や関係者の意見を組み込んだ調整を行うことが委員会の役割である。

- ・住民説明会でいろんな直接のやり取りができる場が必要。
- ・大きな事案、多くの方に直接伝えなければならないというような事案があれば、住民説明会を行いたい。
- ・住民説明会では、PFAS 血中濃度検査の結果に関する情報が難解な専門用語で説明され、住民が理解しにくい。分かりやすいグラフなどを使って、誰にでも理解できる形で情報を提供して欲しい。

4. 総務部会、原因究明部会、補償・風評対策部会、給水部会、健康相談部会からの進捗報告 (資料等に基づき事務局説明)

- ・総務部会、原因究明部会、補償・風評対策部会、給水部会、健康相談部会から、それぞれ進捗状況等の報告、また、環境省による PFOS 等の濃度低減のための実証実験を、使用済活性炭が置かれていた上田東の円城財産区の土地を利用し、実施されることについての説明。

5. その他

- ・原因企業が活性炭を設置し、源流の水の濃度を下げる対策を取るようお願いしたい。
- ・ダムを管理するのは県、県がもっと本腰を入れて、自分事のように対応してほしいということは伝えている。それが形となってなかなか見えないので、そのことは町から、また、ことあるごとに言いたい。
- ・原因を少しでも軽減するような処置を、県の方はやれよというもの、住民の声として県へ出した方がよいのか。

6. 今後の予定

- ・委員会の名称や目的も含めて再検討し、次回の会議はおおよそ1ヶ月後を予定。

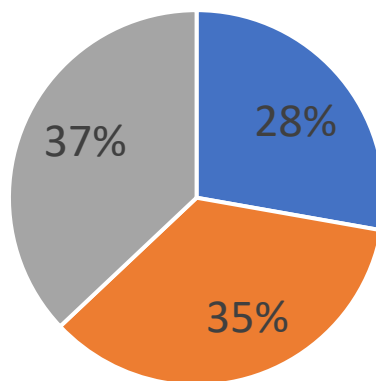
住民説明会における意見等について

1. 意見等の件数

【2月16日開催 説明会】

大分類	小分類	件数
血中濃度検査 (15件)	血中濃度の半減期	2
	検査結果	4
	採血の周期	3
	実施体制	5
	その他	1
データ分析 (19件)	PFAS曝露影響	3
	PFAS曝露時期	4
	結果の公表	1
	献血	2
	今後の分析	2
	疾患との関連	4
	非飲水者等との比較	2
	データ収集方法	1
	その他	
町の対応 (20件)	原因者対応	2
	献血の推進	1
	補助金等	2
	体制	11
	報道対応	3
	予算	1

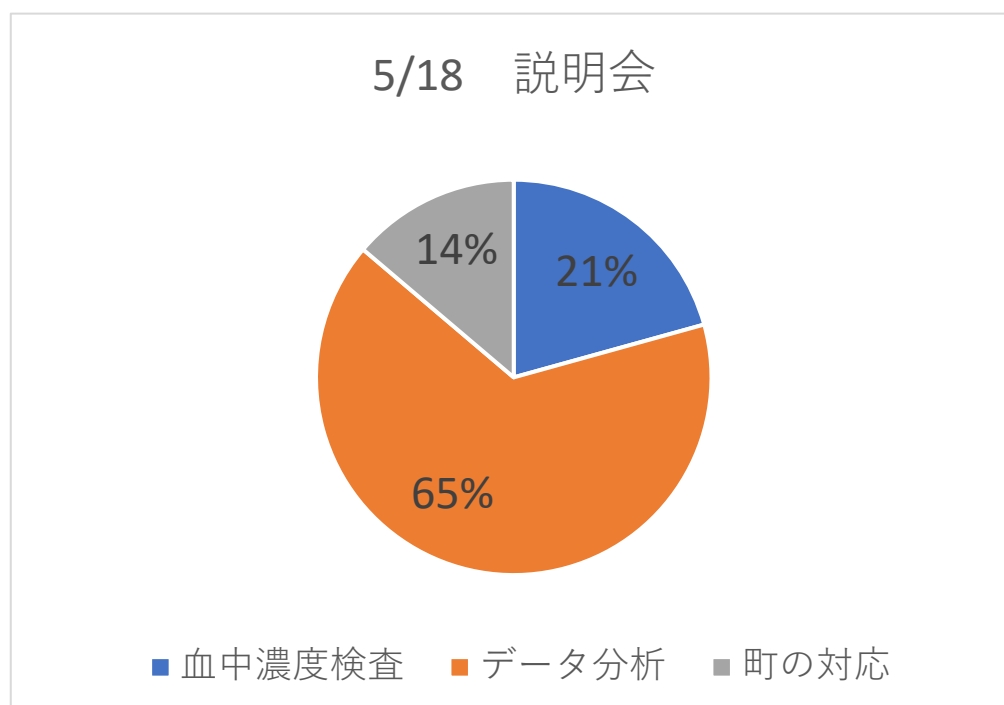
2/16 説明会



■ 血中濃度検査 ■ データ分析 ■ 町の対応

【5月18日開催 説明会】

大分類	小分類	件数
血中濃度検査 (4件)	血中濃度の半減期	
	検査結果	
	採血の周期	1
	実施体制	2
	その他	1
データ分析 (21件)	PFAS曝露影響	
	PFAS曝露時期	2
	結果の公表	
	献血	2
	今後の分析	8
	疾患との関連	3
	非飲水者等との比較	
	データ収集方法	5
	その他	1
町の対応 (4件)	原因者対応	
	献血の推進	
	補助金等	1
	体制	2
	報道対応	1
	予算	



(2) 住民説明会での意見等に対する今後の方針について

意見等	今後の方針（案）
子どもの検査間隔は、5年後でよいのか。年数が空きすぎではないか。	13歳未満のPFAS以外の血液検査は当面の間、毎年実施する。 PFAS血中濃度検査の実施については検討する。
採血周期は早めないのか。5年後を見直さないのか。血中濃度が下がっていくことが確認できないと不安だ。町は受民の不安に寄り添うと言ったのだから、もっと短い間隔で行うべきだ。	岡山大学等の意見を伺いながら、採血の周期の短縮を検討する。
小児の血液検査を希望があれば町内でやることを検討していただけるか。	小児の採血が可能な医療機関は限定されているため、昨年度実施した医療機関に委託予定。専用の医療機器を要するため町内で実施することは困難。
被害地域における疫学調査は非常に重要である。円城地域に特化した調査を行うべきだ。原因は調査していないが、5人ぐらい亡くなった地区もあると聞いている。腎臓を調べるべきだ。	未定
質疑応答をマスコミに公開しないのはおかしい。隠そうとするのは本意ではない。風評被害に町と住民が一緒になって立ち向かうことが大切である。	次回の住民説明会では報道関係者へ公開することとして調整する。 （報道関係者同席では質問できない住民の方には別途対応）